

低炭素型浮体式洋上風力発電低コスト化・普及促進事業実施要領

第1 目的

この実施要領は、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金交付要綱（平成29年4月3日付け環地温発第17040316号）第4条第6項の規定に基づき、同条第1項第三号に掲げる事業の実施に関して必要な細目等を定めることにより、低炭素社会の実現を図ることを目的とする。

第2 事業の実施方法等

(1) 対象事業の要件

ア 海域動物・海底地質等調査促進事業

洋上風力発電の事業化を促進するため、効率的かつ正確な海域動物・海底地質等調査手法を確立する事業であり、次のすべての要件に適合したものを対象とする。

- i) 日本の気象海象条件に適合したシステムを製作し、実海域での調査を行うこと。
- ii) 環境調和型の実測手法を確立すること。また、経済性・効率性(費用対効果等)が高く、事業性があり、標準技術として普及が見込まれること。

イ 低炭素型浮体式洋上風力発電施工手法低炭素・高効率化等促進事業

低炭素かつ効率的な浮体式洋上風力発電の施工手法を確立する事業であり、次のすべての要件に適合したものを対象とする。

- i) 船の稼働日数を短縮したり、施工コストに占める割合の大きい係留や海底ケーブルの敷設コスト等を低減したりすることなど、低炭素かつ効率的な浮体式洋上風力発電の施工方法を確立すること。
- ii) 環境省事業で確立したハイブリッドスパー型浮体式洋上風力発電の施工方法の改善に資するものであること。
- iii) 経済性・効率性(費用対効果等)が高く、事業性があり、標準技術として普及が見込まれること。
- iv) 実証を通じた施工方法の確立により、浮体式洋上風力発電の導入が見込まれること。

(2) 補助対象外経費

以下の経費は対象としない。

- ア 事業に必要な用地の確保に要する経費
- イ 建屋の建設(簡易なものを除く。)にかかる経費
- ウ 事業実施に携わる機関の事業内容に照らして当然備えているべき機器、汎用性の高い備品等(パソコン、机、椅子、事務機器等)の購入費
- エ 学会、講演会等、事業に直接関係のない会議の参加のための旅費
- オ 事業実施中に発生した事故・災害の処理に要する経費
- カ 事業に係る特許出願料等の登録免許に関する経費
- キ 既存施設・設備等の撤去費
- ク 風車等発電関係の設備に関する経費
- ケ その他事業の実施に直接関連のない経費

(3) 維持管理

導入した設備は、補助事業申請者及び事業主体の責任の下で適切な維持管理が講じられるものであること。また、導入に関する各種法令を遵守すること。

(4) 二酸化炭素削減量の把握等

補助事業者は、補助事業の実施による二酸化炭素の削減量を把握すること。
また、環境省の求めに応じて、事業の実施に係るこれらの情報を提供すること。

(5) 事業報告書の提出

補助事業者は、補助事業に係る設備等の使用開始の日からその年度の3月末までの期間及びその後の3年間の期間について、事業の実績、二酸化炭素の削減量及び波及効果等を毎年度取りまとめた事業報告書を別紙様式により作成し、当該年度の翌年度の4月30日までに提出するものとする。

第3 収益納付

交付要綱第9条第1項第十二号の規定により環境大臣が事業報告書に基づき相当の収益を生じたと認定した場合、補助事業者は、補助事業をすべて終了した年度以降の3年間について、以下の算出式による収益納付額を国に納付すること。

$$\text{収益納付額} = (A - B) \times C / D - E$$

- A：収益額（補助事業により取得した産業財産権等の譲渡、実施権の設定による収益のうち補助事業が寄与した部分の相当額から関係経費等を差し引いた額の各年度の累計）
- B：控除額（補助対象経費）
- C：補助金確定額
- D：補助事業に係る支出額（補助事業に要した経費と補助事業終了後に追加的に要した経費の合計）

E：納付額（前年度までに収益納付を行っている場合の当該納付額）

（注1）相当の収益が生じた場合とは、収益額－控除額 >0 の場合とします。

（注2）収益額の計算に当たっては、産業財産権等に対する補助事業の寄与が一部である場合には、公正妥当な寄与率を収益に乗じることとします。

（注3）関係経費等には、当該産業財産権等に係る分として厳格に区分経理できる場合に限り、必要に応じて当該産業財産権等に係る管理費等を含むことができます。

（注4）補助事業が複数年度に亘る場合は、補助対象経費、補助金確定額、補助事業に要した経費は各年度の累計とします。

第4 その他

本事業で実施した内容については、科学技術基本計画で定められている「科学技術政策やその成果を分かりやすく説明するなど説明責任を強化することによって国民の理解と支持を得ること」とする政府の方針にのっとり、その成果を広く国民へ情報提供していくこととしており、本事業実施中、あるいは終了後に、成果発表会等により公表いただく場合もあることに留意。

附 則

この実施要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この実施要領は、平成29年4月3日から施行する。

ただし、平成28年度以前に交付された補助金の取り扱いについては、なお従前の例によるものとする。

別紙様式（低炭素型浮体式洋上風力発電低コスト化・普及促進事業実施要領）の事業報告書の作成例）

平成〇〇年度低炭素型浮体式洋上風力発電低コスト化・普及促進事業実施要領）の事業報告書

平成〇〇年〇月〇日

事業者名

事業代表者の職・氏名

1. 事業の名称

〇〇〇事業

2. 事業の概要

【補助事業で導入した設備の概要を記入する。】

3. 事業の実績

【本報告の対象とする年度（補助事業に係る設備等の使用を開始した年度においては、使用開始の日からその年度の3月末までの期間。以下同じ。）における補助事業で整備した設備等の稼働状況（具体的な洋上風力発電設備の施工実績、概要等を含む）等を記入する。】

4. 二酸化炭素の削減量

（1）削減量（実績）

【補助事業の実施による本報告の対象とする年度における二酸化炭素の削減量について、算定方法及び算定根拠と併せて記入する。また、算定根拠として使用した具体的資料を添付する。】

（2）完了実績報告書における削減量に達しなかった場合の原因

【（1）の削減量（実績）が、完了実績報告書に記載した二酸化炭素削減量に達しなかった場合に、その原因を分析し、その結果を詳細かつ具体的に記入する（完了実績報告書に記載した二酸化炭素削減量に達した場合は、記入を要しない。）。】

5. 事業性の評価

【本報告の対象とする年度におけるCO₂削減量、費用対効果を踏まえ、今後の事業収支見込み等、事業性についての評価を記入する。】

6. 今後の取組

【本報告の対象とする年度の翌年度以降の取組予定について、有望性や課題を含めて記入する。】

7. 事業による波及効果

【補助事業の実施による本報告の対象とする年度における同業他社等への波及効果や本報告を行う事業者における同様の設備導入に関する状況を、できるだけ具体的に記入する。】

8. 収益状況報告

産業財産権等の名称	収益額	算出根拠	累計額

【用紙は日本工業規格A列4番の用紙を用い、文字の大きさは10~12ポイント程度、フォントは自由とする。】

【罫線は削除して差し支えない。】

【ページ番号を付す。】